

公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会  
特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会（以下、「本協会」という。）の特定費用準備資金及び特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

(1) 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

(2) 資産取得資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

(3) 特定費用準備資金等

前1号及び2号を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第 6 条 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第 3 章 資産取得資金

(資産取得資金の保有)

第 7 条 この法人は、資産取得資金を保有することができる。

(資産取得資金の保有に係る理事会承認手続き)

第 8 条 前条の資産取得資金を保有しようとするときは、会長は、財産ごとに、その資金の名称、対象となる財産の名称、目的、計画期間、財産の取得又は改良等（以下「財産取得等」という。）の予定時期、財産取得等に必要最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、財産ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である財産取得等に必要最低額が合理的に算定されていること。

(資産取得資金の管理・取崩し等)

第 9 条 前条の資産取得資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の資産取得資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、財産取得等に必要最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第 4 章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等について、次の書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条の規定の例により、主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 特定費用準備資金資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠

(2) 資産取得資金資金の取崩しに係る手続き並びに財産取得等に必要な最低額及びその算定根拠

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第3項第2号、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 資産取得資金については、公益認定法施行規則第22条第3項及び第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

## 第5章 雑則

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、令和3年3月11日から施行する。